



陳情

飯田市議会議長
井坪隆 殿

2021年8月25日

陳情団体 飯田民主商工会

代表者名 会長 原寿治

事務局長 北沢健二

住所地飯田市松尾新井 6790

0265-23-1040



飯田市に対して、個人事業主等を傷病手当金の支給対象にするよう国保条例等の改正を求める陳情書

【陳情趣旨】

今般の新型コロナウイルス感染症に対する貴職のご尽力に敬意を表します。

厚生労働省は昨年3月24日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金支給について」）と併せて条例参考例及びQ&Aを発出しました。

Q&Aでは、対象者を被用者以外にも広げることを認め、国民健康保険に加入する個人事業主にも支給の道を開いています。

国会においても、参議院厚生労働委員会で厚生省保険局長が「（傷病手当を実施する条例の）専決処分はありうる」、「（支給対象の拡大も）市町村の判断で可能」と答弁しています。

すでに、個人事業主が新型コロナウイルスに感染した事例も報告されており、直面する支援策として傷病手当金の支給は切実な要求となっています。

伊那市では、昨年地方創生臨時交付金を活用し、傷病手当の対象とならない個人事業主等に対して、市独自に傷病手当給付金を支給することを決めました。

つきましては、市民の不安に応え、生活の安定に資するよう、下記の通り陳情します。

【陳情項目】

1. 個人事業主等を傷病手当金の支給対象とするよう国民健康保険条例を改正するとともに、後期高齢者医療広域連合に対し、同様の条例改正を要請すること。